

LGBT+等に関する対応について

茨城キリスト教大学

2023年2月

【目次】

- 1 表記上の分類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 2 相談窓口について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 3 学内における性別の取扱いについて・・・・・・・・・・ p3
- 4 授業における対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 5 学生生活における対応について・・・・・・・・・・ p4
- 6 就職活動・キャリア支援について・・・・・・・・・・ p5
- 7 周囲の人たちの対応（特にカミングアウトについて）・・・・ p5

はじめに

性のあり方は多様であり、明確な境界で分けることができません。すべての人が、「あるがままに自分らしく生きる」権利を尊重されるような多様性のある社会づくりが求められています。そこで、LGBT+等に関する本学の対応についてまとめました。

1 表記上の分類について

LGBT+等に関する具体的な対応を内容ごとに以下のような形で分類しています。

《本学の方針》・・・本学の学生支援方針に基づいた対応状況を記載しています。

《当事者の方へ》・・・当事者本人向けに、支援を受ける方法などについて記載しています。

《周囲の方へ》・・・当事者の周囲にいる人たち向けに、お願いしたいことなどを記載しています。

※用語

- ・LGBT+ : 広く、性的指向が異性愛でない人々や、性自認が誕生時に付与された性別と異なる人々を意味し、Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender の頭文字をとった「LGBT」に加え、より多様な性の在り方を包括的に捉え、本学では「LGBT+」と表現しています。
- ・性的指向 : その人の恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているかということ。異性愛・同性愛・両性愛などがある。
- ・性自認 : 自分の性別をどのように認識しているかということ。肉体の性別とは必ずしも一致しない。
- ・カミングアウト : 本人がこれまで公にしていなかった自らの出生や病状、性的指向等を表明すること。
- ・アウティング : LGBT+等について、本人の了解を得ずに、第三者に暴露する行為のこと。
(ハラスメントに該当する)

2 相談窓口について

LGBT+等に関連する内容で困ったことや相談したいことがある場合には、以下の窓口で受け付けています。相談員はプライバシーを守りますので、安心して相談してください。相談に対応するために、学内の関係組織と連携することもあります。その際には必ず事前に相談者本人に確認を取ります。

相談は、電話、メール、対面のどの方法でも大丈夫です。メールについても、学内アドレスに限らず、相談者個人のフリーアドレスを使用することが可能です。その際、匿名を使用することも可能です。相談内容や大学側の事情によっては希望どおりの対応ができない可能性もありますが、可能な限り対応を検討しますので、まずは気軽にご相談ください。また当事者本人だけでなく、その周囲にいる人たちも窓口を利用できます。例えば、「カミングアウト p1用語参照されたときにどうすればよいかわからない」「困っている当事者を知っているが、どうしたらいいかわからない」などの相談も可能です。

なお、ハラスメントに関する相談は、「茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関するガイドライン」を参照してください。

●学生専用相談窓口（学内）

①学務部（11号館1階）

学務部学生生活担当では、学生生活に関する相談に対応しています。4年間の大学生活を有意義なものにするために、LGBT+等に関することや学生生活の中で出会うさまざまな問題、対人関係、クラブやサークル、経済上のこと、将来についてなど悩んだときも相談に来てください。

②保健室（11号館1階）

保健室では、学生の皆さんが心身ともに健康にキャンパスライフを過ごせるように支援しています。突然のけがや体調不良が起きた時の応急処置にとどまらず、気になる症状、心や身体、性の悩みなどの相談にも応じます。また、希望があれば保健室が学科教員や専門機関（医療機関含む）などとのコーディネートも行います。

③カウンセリング子育て支援センター（カウンセリング研究室）

カウンセリング研究室では、学生のキャンパスライフを「心の健康」の面から支援しており、心をはじめ身体の不調、勉学・学修、人間関係、アルバイト、進学や就職に関わる不安や悩みなど、さまざまな相談に対応しています。

●学生専用相談窓口（学外）

特定非営利活動法人 RAINBOW 茨城：<https://rainbowiba.mystrikingly.com/>

●学生・周囲の方 共通相談窓口（学外）

専門相談窓口

①茨城県性的マイノリティに関する相談室

専門相談員による、性的マイノリティの当事者の方や家族、学校及び企業等で当事者に接する方などが抱えている不安や悩みなどの相談

・相談入力フォーム（URL）は[こちら](#)

②水戸市性的マイノリティに関する相談

臨床心理士の専門相談員による、性自認や性的指向などに関する相談

メール相談 URL は[こちら](#)

③よりそいホットライン

性別や同性愛に関する相談（24 時間無料電話相談）

④茨城県弁護士会

性に関する法律問題（無料）

3 学内における性別の取扱いおよび性自認の捉え方について

①性別の取扱いについて

《本学の方針》

学生の性別について、本人の意図しない形で大学の周りの人たちや外部に公表されることがないように、慎重に情報を取り扱います。また、学内手続、指導上の必要によって学生の性別情報にアクセスできるのは一部の教職員のみであり、それ以外の教職員には、本人の承諾を得ずに共有することはありません。

学内の書類や申請書についても、基本的に性別の記載が不要となるよう、可能な限り整備を進めています。

《当事者の方へ》

学生調書や健康調書など、大学に提出する一部の書類では性別の記載が必要ですが、そこには戸籍と異なる性別を記載することはできません。それ以外の書類については、戸籍上の性別によらない対応を検討することが可能ですので、窓口まで相談してください。

なお、本学では、基本方針に則り、学内の書類における性別の記載については、不要となるよう、可能な限り整備を進めています。また、性別を含む個人情報の取り扱いには十分注意を払い、厳格に管理しています。

②性自認の捉え方について

《本学の方針》

性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、ということを表します。特にトランスジェンダーの場合は非常に多様なものであるという認識のもと、本学ではどのような人でも制度・施設等を利用しやすいように様々な観点から見直しを行っています。

当事者個々人の状況・要望に応じて、可能な限り対応しますので、まずは相談窓口までご相談ください。

4 授業における対応について

①授業時の呼称について

《当事者の方へ》

事前の相談により、要望に沿ったものとする事が可能です。ご相談ください。

②性別の要素がある授業

《当事者の方へ》

本学では、一部の授業科目に、男女別の要素をもつ科目があります。これらの科目では性別に応じて、更衣室・用具の使用、グループ分けなどを行う場合があります。相談窓口や授業担当教員に相談することで、個別対応が可能な場合があります。また、男女別の要素をもつ授業科目は、シラバスに明示するよう、整備を進めています。

③宿泊研修

《当事者の方へ》

本学では、宿泊を伴う授業が開催されることがあります。必ずしもすべての希望に沿えるとは限りませんが、事前の相談により、部屋割りや服装等について対応が可能な場合があります。まずは相談窓口までご相談ください。

5 学生生活における対応について

①学内の環境整備

《本学の方針》

多様性を理由とした差別を生じさせないように、学生に対しては授業や講演会等を通して、教職員に対しては研修等を通して理解啓発に取り組んでいます。

また、学内の環境についても、中長期的な計画を視野に入れながら整備に努めています。

《当事者の方へ》

また、当事者が学生生活および勤務を進めるにあたって困りごとがないよう、誰でも利用できるトイレ（多目的トイレ）や男女兼用シャワールームの設置を進めています。

②健康診断

《当事者の方へ》

本学で毎年実施している健康診断は、基本的に男女別に時間を分けて行っていますが、申し出があれば本人の希望に応じて調整することができます（例：男性の時間の最後に一人で受ける、更衣室を分けるなど）。性別に限らず、LGBT+等に関する要望の相談に応じます。レントゲン検査や医師による聴診等についても対応を検討できる可能性がありますので、まずは相談窓口（保健室）までご相談ください。

6 就職活動・キャリア支援について

《当事者の方へ》

就職活動やキャリア支援において心配なことがあったり、情報提供を含め何か支援を受けたかったりする場合も相談を受け付けています。なお、企業によって性的指向・性自認の多様性に関する事象についての対応が異なりますので、必ずしも希望に沿えるとは限りません。企業等の対応について、事前によく調べておくことが重要です。ご相談していただければ、大学から企業等に、制度や対応状況を確認・相談することも可能な場合があります。

7 周囲の人たちの対応（特にカミングアウトについて）

①カミングアウト（p1 用語参照）について

《周囲の方へ》

マイノリティとされる人々は、社会生活を送る中で、普段、周囲の人に知らせていなかったり、知られないようにしてきたりしたことを、伝えるかどうか決断を迫られることがあります。これはLGBT+等に限ったことではなく、出自、信仰、家族や家庭の状況、障害、病気や余命など、さまざまな理由で生じるもので、この際に行われるのが「カミングアウト」です。カミングアウトは、ひとりの人間としてありのままに尊重されたいと願う気持ちから行われる行為であり、本人にとっては「自分を偽る」ことにより生じていた苦痛や不利益から解放される手段にもなります。

こうしたカミングアウトは、すべての人に対して一律に行われるものではありません。「この人なら」と信じられる相手にのみ限定的に行われることも多く、当事者によって、

カミングアウトする範囲は異なりますし、しない場合もあります。このため、いつ誰に対して、どのようにカミングアウトするかは、当事者の選択によって決定されるべきものという認識を持つ必要があるでしょう。

②自己決定と情報のコントロール

《周囲の方へ》

カミングアウトは、「あなた」個人に対して行われたものであり、当事者の許可なく第三者に対してその情報を勝手に公表してはいけません。当事者自身の判断でカミングアウトしているので、カミングアウトされた側は、カミングアウトされたこと自体やその内容を十分注意して取り扱う必要があります。カミングアウトされた場合の対応については④の「カミングアウトされたときには」を参照してください。

③カミングアウトとアウトティング (p1用語参照)

《周囲の方へ》

カミングアウトされたこと自体やその内容を、本人の許可なく第三者に暴露することを「アウトティング」と言います。これは本人の尊厳を深く傷つけるだけでなく、意識的・無意識的な差別を背景として当事者に大きな精神的苦痛を与えます。こうしたアウトティングは、自死（自殺）といった最悪の結果を招きかねません。故意や悪意によるアウトティングを本学ではハラスメントとして扱い、[「茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関するガイドライン」](#)に基づき対応します。

④カミングアウトされたときには

《周囲の方へ》

「誰にも言わないでほしい」と言われてカミングアウトされたとしても、守秘義務のある相談窓口にご相談することができます。カミングアウトに対してどうすればよいかわからない時、何か気になることがある時は、カミングアウトされた側も、相談窓口にご相談ください。

茨城キリスト教大学 学務部

〒319-1295 茨城県日立市大みか町 6-11-1

TEL : 0294-52-3215 (代表)